

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第二十一号
昭和十六年三月縣令第十三号市町村罹災救助資金補助規則はこれを廢止する。

昭和二十四年三月十八日
鳥取縣知事 西尾愛治

訓令

◇鳥取縣訓令甲第五号
市町村長昭和十六年三月訓令甲第七号市町村罹災救助資金監督規程はこれを廢止する。

昭和二十四年三月十八日
鳥取縣知事 西尾愛治

告示

昭和二十四年三月十八日
第九百九十四号 金曜日

本署ノ大キサ 爲定規格 A. 5 列

◇鳥取縣告示第二百二十七号

食糧管理法第十三條及び第三十條の四の規定に依る職務の執行に關する証票を次のように交付した。
從來交付したものはこの告示施行と同時に無効とする。

昭和二十四年三月十八日

鳥取縣知事 西尾愛治

証票番号	勤務所	職名	氏名	交付年月日
一	農林部食糧課	鳥取縣技師	山本 春信	昭和二十四年三月
二	同	同	佐々木信男	同
三	同	鳥取縣主事	杉原 忠夫	同
四	同	鳥取縣技師	尾田 爲之	同
五	同	同	藤政 実	同
六	同	同	西尾 昌次	同

鳥取縣公報 毎週 曜日發行 (休日・祭日)
昭和二十四年三月十八日
第九百九十四号
(昭和四年四月五日)
第三種郵便物認可

00088

七 同	宇田川義徳	同
八 岩美地方事務所	同	秋本 重治
九 同	同	鷲原 俊一
一〇 同	鳥取縣主事	中島 藤藏
一一 八頭地方事務所	鳥取縣技師	西尾 靜雄
一二 同	同	沢田馬太郎
一三 同	同	窪田 春宗
一四 同	鳥取縣主事	井上 勳
一五 氣高地方事務所	鳥取縣技師	前田 義美
一六 同	同	田中 久藏
一七 同	同	米原 信夫
一八 東伯地方事務所	同	山根 保
一九 同	同	高倉 芳治
二〇 同	鳥取縣主事	石鹿 疆
二一 西伯地方事務所	鳥取縣技師	戸田 常盤
二二 同	鳥取縣主事	野口 義雄
二三 同	鳥取縣技師	渡辺 樽二
二四 日野地方事務所	同	林 壽治

二五 同 古川 幹夫 同
 二六 同 鳥取縣主事 遠藤 計 同
 備考 縣は供出配給関係者、地方事務所は経済課長、農務係長及び供出配給主任

◇鳥取縣告示第百二十八号
 食糧緊急措置令施行規則第十一條に依る証票を次のように交付した。
 從來交付したものはこの告示施行と同時に無効とする。
 昭和二十四年三月十八日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

証票番号	勤務所	職名	氏名	交付年月日
一	農林部食糧課	鳥取縣技師	山本 春信	昭和二十四年三月
二	同	同	佐々木信男	同
三	同	同	尾田 爲之	同
四	同	同	宇田川義徳	同
五	岩美地方事務所	同	秋本 重治	同

00089

六 同	同	鷲原 俊一	同
七 八頭地方事務所	同	西尾 靜雄	同
八 同	同	沢田馬太郎	同
九 同	同	窪田 春宗	同
一〇 氣高地方事務所	同	前田 義美	同
一一 同	同	田中 久藏	同
一二 東伯地方事務所	同	山根 保	同
一三 同	同	高倉 芳治	同
一四 同	鳥取縣主事	石鹿 疆	同
一五 西伯地方事務所	鳥取縣技師	戸田 常盤	同
一六 同	鳥取縣主事	野口 義雄	同
一七 同	鳥取縣技師	渡辺 樽二	同
一八 日野地方事務所	同	梅林 壽治	同
一九 同	同	古川 幹夫	同

備考 縣は供出關係者、地方事務所は経済課長、農務係長及び米麦、供出主任

◇鳥取縣告示第百二十九号

昭和二十三年年度農業改良普及員資格試験に合格した者は左の通りである。
 昭和二十四年三月十八日

鳥取縣知事	西 尾 愛 治
吉村 務	西尾 久雄
廣田 廣	花井 欣二
賀川 壽	前川 勝
信本 修	林 鶴三
小倉 龍一	牧田 達雄
河口 仁吉	山崎 正人
前田壽雅男	米原 享二
小谷 博道	河崎 和夫
竹中 壽治	西尾 虎雄
衣笠 清市	坂本 好秋
猪口 弘	山崎 幸弘
岸本 範美	角田 延造
遠藤 正好	止田 正晴
道家 忠孝	山口 利彦
	垣田 覺
	栗原 幸重
	植木辰之助
	谷口 隆憲
	中村 一夫
	谷口 金光
	下田 佳藏

豊口	文男	柴田	克巳	水谷	昇
橋村	武房	岡田	作太郎	上山	謙一
秋山	英治	春摘	武夫	谷尾	富治
田中	貢	橋本	和之	收田	憲昌
谷本	榮	梶井	成美	前田	卓
千代西尾	伊彦	山下	昭夫	猪川	良徳
山根	幹也	山根	喜彦	西垣	晴雄
松本	昇一	山根	武久	山本	迪
小林	福夫	沖本	当	西野	喬
浦野	裕憲	赤見	高好	保木	本弘次
山本	定輝	石田	輝義	山崎	義治
野儀	尊	遠藤	保正	山脇	清
渡辺	博範	山根	義敏	渡辺	忠義
庄司	正夫	松本	猛	中福	富
林	豊	佐々木	鉄郎	莊島	勉
野川	辰藏	小谷	茂	本池	有三
入江	博	森田	賢次	蟬	佑志郎
神田	喜久	田子	幸人	岡田	定義

谷野 漢 入江 速 米田 公也
 遠藤 益夫 小谷 邦二 足立 長造
 村本 茂 野坂 松衛 渡辺 章
 米田 廣良 細田 善茂 植田 茂保
 前田 亀久夫 吉田 田光良 米田 秀吉
 吉岡 稔 影山 健治 仲田 茂
 生田 孝治 吉川 英二 本高 親雄
 金田 長重 谷野 泰造 野上 国雄
 生田 啓正 生田 保 榎道 稔
 豊島 照夫 堀田 義徳 加藤 孝巳
 中島 信吉 土崎 俊三 川上 文男
 長岡 清 赤本 義人 東田 武夫
 中本 達夫 会見 照美 清海 一勝
 木山 健一

◇鳥取縣告示第百三十号
 家畜傳染病予防法第七條の規定により次の区域内に飼養する満十四箇月以上のすべての繁殖牝牛(分娩直前直后

の(を除外)に対して牛の原生虫病(とりこもなす病)定期検診を施行するから該当牛の所有者又は管理者は所定の日時及び場所に着牛をひきつれ検診を受けなければならぬ。

昭和二十四年三月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

検診月日	検診区域	検診場所	検診時刻
三月二二日	西伯郡尙徳村	同上検診場	午前十時
同	米子市賀茂町	同	同
同	西伯郡逢坂村	同	同
三月二三日	同 五千石村	同	同
同	米子市福米	同	同
同	西伯郡光徳村	同	同
三月二四日	同 幡郷村	同	同
同	旧米子市	同	同
同	西伯郡名和村	同	同
三月二五日	同 手間村	同	同
同	同 日吉津村	同	同

同	同	庄内村	同
三月二六日	同	賀野村	同
同	同	巖村	同
同	同	所子村	同
三月三〇日	同	法勝寺村	同
同	同	縣村	同
同	同	宇田川村	同
三月三一日	同	東長田村	同
同	同	春日村	同
同	同	大山村	同
四月一日	同	大幡村	同
同	同	大山村豊房	同
四月二日	同	大山村坊領	同
四月四日	同	大山村赤松	同
四月五日	同	日野郡八郷村	同上字眞野
同	同	多里村	同上字古市
同	同	二部村	同上
四月六日	同	日野上村	同上字三榮
同	同	同	同

名前	種類	生年月日	等級	住所	氏名	備考			
四月七日	同	溝口町	同上字古市	午前九時	四月二三日	同	神奈川村	同上字俵野	午後二時
同	同	石見村	同上字下石見	午前九時	同	同	日野村	同上字本郷	午前九時
四月八日	同	溝口町	同上字金屋谷	午前十時	四月一四日	同	根雨町	同上字根雨	午前九時
同	同	福榮村	同上字福塚	同	同	同	同	同上字根雨	午後一時
四月九日	同	日光村	同上字添谷	午前八時	同	同	日野村	同上字根	午前九時
同	同	日光村	同上字大滝	午後二時	四月十五日	同	根雨町	同上字獨谷	午前十時
同	同	山上村	同上字茶屋	午前十時	<p>鳥取縣告示第百三十一号</p> <p>昭和二十四年二月実施された臨時種畜検査において、次</p> <p>のものに種畜証明書が交付されたので告示する。</p> <p>昭和二十四年三月十八日</p> <p>鳥取縣知事 西尾 愛 治</p>				
四月一〇日	同	日光村	同上字吉原	午前九時					
同	同	阿尾縁村	同上	同					
四月二一日	同	江尾町	同上字佐川	午前九時					
同	同	大宮村	同上字印資	午前九時					
同	同	米沢村	同上字美用	同					
四月二二日	同	黒坂町	同上字上香	午前九時					
同	同	黒坂町	同上字上香	午後一時					
同	同	黒坂町	同上字上香	午後一時					
同	同	黒坂町	同上字上香	午後一時					

林	同	二、一、五	同	同	日野村	田中愛吉
福原	同	二、一、〇	同	同	山上村	山崎幸重
住田	同	二、一、八、二、四	同	同	福榮村	山崎徳義
谷本	同	二、一、八、一、一	同	同	黒坂町	湯上操
第二榮山	同	二、一、六、六、五	同	同	福榮村	名谷義治
夏源	同	二、一、六、一、三	同	同	八頭郡大村	沖田八十
哲仁	同	二、一、五、一、一	同	同	隼村	上田長藏
福正	同	二、一、九、一、六	同	同	社村	川元健次郎
富	同	二、一、五、一、〇	同	同	智頭町	前川義晃
第十鈴礪	同	二、一、七、七、七	同	同	大伊村	柳谷愛文
胸勇	同	二、一、五、二、六	同	同	散岐村	西村正男
福中	同	二、一、六、三、二	同	同	八上村	西田保
河村	同	二、一、四、一、〇	同	同	八上村	西田保
平信	同	二、一、六、一、五	同	同	逢坂村	嶋沢亀治
第二清水	同	二、一、七、三、〇	同	同	同	角田一郎
小倉	同	二、一、九、五、五	同	同	同	田中壽太郎
富井	同	二、一、五、一、一	同	同	同	田中壽太郎
美穂	同	二、一、六、一、五	同	同	同	氣高郡協連合会

鳥取縣公報

第九百九十九號

昭和二十四年三月十八日

第三種郵便物認可

七

2000

00095

竹篤	善平	大西	今本	雄鶴	近藤	幸淺	吉	松原	第二矢筈	生田	榮	浜口	龜	松本	河本	大下	秋山
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一一、七、六	一一、二、一五	一一、八、二五	一一、八、一〇	一一、七、二	一一、二、二五	一一、八、二〇	一一、七、二八	一一、六、二二	一一、四、三〇	一一、一〇、一〇	一一、六、一	一一、二、二七	一一、七、一	一一、八、一四	一一、〇、六	一一、一、二	一一、五、三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
美穗村	大和村	日置村	逢坂村	小鷺河村	氣高郡日置谷村	同	同	同	同	赤碓町	東郷村	北谷村	西郷村	小鴨村	同	同	東郷村
上田芳松	中村豊治	大西啓司	細田繁正	遠藤正雄	大森 亀太郎	同	同	同	同	鳥取縣種畜場	木山良藏	海地房義	山根繁壽	生部銀藏	中垣 覚次郎	飛村常藏	梅田節二

鳥取縣公報

第千九百九十四號

昭和二十四年三月十八日

(第三種郵便物認可)

九

2000

00094

御	平和	榮	前田	宮	奥田	喜綠	榮次	幸春	若福	嘉一	永	第二金房	西岩	保次	宮鶴	太田	幸神
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一一、七、二五	一一、七、二五	一一、九、二四	一一、八、一	一一、七、一〇	一一、四、二七	一一、一、一五	一一、一、一	一一、一〇、五	一一、一、一五	一一、六、二五	一一、七、二〇	一一、五、一〇	一一、一、一五	一一、二、一八	一一、七、四	一一、六、九	一一、六、二
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
旭村	倉吉町	旭村	古布庄村	土中山村	東伯郡古布庄村	中浜村	余子村	外江町	和田村	成実村	西伯郡巖村	米子市兩三柳	西伯郡所子村	同	同	同	同
川北庄一	山口初藏	田粟信義	千草久太郎	金平繁信	千草久太郎	宮本 茂	山本 憲	藪内輝榮	池上壽之	井田虎次郎	三浦高一	黒田末藏	坂根嘉重	林原 豊	高田万喜治	竹田千代藏	有田千藏

鳥取縣公報

第千九百九十四號

昭和二十四年三月十八日

(第三種郵便物認可)

八

谷川	同	二二、五、二〇	同	西伯郡大幡村	渡辺勝成
デキシケイニム	ホルスタイン種	二二、三、二二	二級	同 所子村	金田守夫
昇冠	中牛血種	一九、四、九	同	日野郡八郷村	潮宗一
高雄	同	一六、五、二九	同	東伯郡浦安町	谷岡重義
氾豊	重牛血種	一四、四、六	同	同 上小嶋村	野儀慶藏
永久	アノ種	一九、二、一七	同	日野郡多里村	松尾長藏
秋田	中牛血種	八、五、七	同	西伯郡光徳村	國本壽秋

教育委員會告示

鳥取縣教育委員會告示第十四号

昭和二十四年度公立高等学校入学者選抜要項を次のように定める。

昭和二十四年二月四日鳥取縣教育委員會告示第八号(昭和二十四年度公立高等学校入学者選抜要項)は之を廃止する。

昭和二十四年三月十八日

鳥取縣教育委員會

昭和二十四年度公立高等学校入学者選抜要項

昭和二十四年度公立の高等学校全日制課程の第一学年入学者選抜要項は次の通りである。尙定時制課程、夜間課程の第一学年及び別科の入学者選抜要項は追て示す

一、各高等学校第一学年入学者の募集人員

別紙「公立高等学校募集人員概数表」の通り

二、入学出願資格

1、新制中学校卒業者

2、他の学科課程の復習を希望する高等学校併設中学校卒業者

- 国民学校入学以來九年度の課程を修了したものと又はこれと同等以上の授業時数の課程を修了して新制中学校卒業者と同等以上の学力ありと認められるもの
 - 師範学校予科修了者
 - 青年学校本科一年修了者
 - 国民学校初等科修了を以て入学資格とした中等学校の第三学年修了者及び国民学校高等科修了を以て入学資格とした中等学校の第一学年修了者
 - 其の他文部大臣に於て新制中学校卒業者と同等以上の学力ありと認められたもの

- 入学志願者名票(用紙は本縣所定のもの)
 - 入学選抜手数料 百五十円
- 志願者の出身学校長は出願期間内に報告書を志望校の設立事務取扱者宛提出する。
- 各高等学校は入学志願者名票及び入学選抜手数料を受領した時は受験証票を交付し、之を以て入学選抜手数料の領收証に代える。但し郵送を必要とする者は、返信用封筒一枚(宛先明記郵券貼布)を準備すること。

四、出願期間及び場所

出願期間 昭和二十四年三月十五日より三月二十一日迄

受付場所 各志望校(設立事務取扱者のいる学校)

五、入学者選抜方法

- 入学志願者の学力検査を行うため教育委員會に高等学校入学者学力検査問題作成委員會を設け志願者全員に対して同一問題により学力検査を実施する。
- 前項の学力検査は各志望校に於て実施し且受験者個々の成績は各校に於て之を評定する。

三、出願手続

- 志願者は志望校の選定に当つては綜合高等学校制実施要項中「通学区制」に従はなければならない。
- 志願者は入学志願者名票及び入学選抜手数料を取揃えて出身学校に提出し報告書と共に出願期間内に提出するように依頼すること。但し三月二十一日の日付印ある郵送の出願書類は有効とする

公立高等学校生徒募集人員概数表

3、入学者の選抜に当つて各高等学校は志願者の学力検査及び出身学校長から提出された報告書の各成績を綜合して決定する。

六、入学選抜期日及び場所

1、学力検査期日 昭和二十四年三月二十五日 午前九時より

2、学力検査場所 各志望校

3、入学許可者発表 三月二十八日

七、縣外志願者については定員の余裕なき場合に於ても受付ける。但し選抜に当つては縣内志願者を優先的に取扱う。

八、注意事項

1、入学志願者名票及び報告書用紙は各高等学校に準備してある。

2、選抜検査受験場には必ず受験証票を持参すること。

3、既納の入学選抜手数料は如何なる理由があつても之を還付しない

4、志願についての問合せはもよりの高等学校にて行ふこと。

校名	利用施設	学科	課程	募集人員	設立事務取扱校
鳥取東高等学校	鳥二高	普通課程	普通課程	約四〇	鳥取第二高等学校
鳥取西高等学校	鳥一高	普通課程	普通課程	約九〇	鳥取第一高等学校
鳥取南高等学校	鳥三高	普通課程	普通課程	約二〇	鳥取第一高等学校
鳥取北高等学校	鳥四高	普通課程	普通課程	約八〇	鳥取第一高等学校
八頭高等学校	八頭高	農業課程	農業課程	約六〇	八頭高等学校
倉吉高等学校	倉一高	普通課程	普通課程	約二〇	倉吉第一高等学校
倉吉農林高等学校	倉二高	工業課程	工業課程	約四〇	倉吉第一高等学校
倉吉農業高等学校	倉三高	商業課程	商業課程	約六〇	倉吉農業高等学校

校名	利用施設	学科	課程	募集人員	設立事務取扱校
東伯高等学校	由良高	普通課程	普通課程	約五〇	由良高等学校
米子東高等学校	米一高	普通課程	普通課程	約七〇	米子第一高等学校
米子西高等学校	米二高	普通課程	普通課程	約七〇	米子第二高等学校
境高等学校	境一高	普通課程	普通課程	約四〇	境第一高等学校
養良農林高等学校	養良農高	農業課程	農業課程	約一〇〇	養良農林高等学校
日野農林高等学校	日野農高	普通課程	普通課程	約四〇	日野農林高等学校
根雨農林高等学校	根雨農高	農業課程	農業課程	約五〇	根雨農林高等学校

◇鳥取縣教育委員会告示第十五号

左の件を附議するため三月二十五日定例教育委員会を鳥取市に招集する。

昭和二十四年三月十八日

鳥取縣教育委員会委員長 佐々木顯一

- 記
- 一、教育人事に関する件
 - 一、その他